

## 月次総会議事録

令和7年（第12回）加古川市農業委員会月次総会  
令和7年12月19日（金）

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

### 出席委員

1 堀江 保充	<del>2 都倉 正</del>	<del>3 井相田 つや子</del>
<del>4 道清 真有子</del>	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 未弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

### 欠席

2 都倉 正	3 井相田 つや子	4 道清 真有子
--------	-----------	----------

### 事務局

局長	福井 大介	次長	中村 浩孝
農政企画担当副課長	池田 健司	主事	高橋 周

### 現地調査（東地区）

12月15日（月） 午前9時30分から

馬田会長、岡本総務委員長、庄司委員、藤原委員 事務局2名

### 現地調査（西地区）

12月15日（金） 午後1時から

馬田会長、岡本総務委員長、東田委員、都倉澄子委員 事務局2名

馬田 禔紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和7年第12回の月次総会を開催いたします。  
本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。  
委員定数 18名  
委員現在数 17名  
本日の出席委員数 14名  
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。  
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、9番 藤原 正樹 委員、10番 都倉 澄子 委員、両名よろしく願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。  
議案第131号を議題といたします。  
議案第131号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ、審議参考資料1ページをご覧願います。  
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。  
議案説明の前に、議案書の訂正をお願いします。議案書1ページ、議案番号1番の案件について、譲受人の経営面積及び自作面積について、  
■■■■ 平米を、■■■■ 平米へと訂正願います。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第131号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 加古川町大野■■■■、■■■■ 平米。■■■■ さんから、■■■■ さんへ。

2 平岡町山之上■■■■、■■■■ 平米。■■■■ さんから、■■■■ さんへ。

3 別府町新野辺■■■■、■■■■ 平米。■■■■ さんから、■■■■

■さんへ。新設農家。

4 八幡町下村 ■、■ 平米。■さんから、  
■さんへ。

議案書2ページをご覧ください。

5 平荘町池尻 ■ 外2筆、計 ■ 平米。■さん  
から、■さんへ。新設農家。

6 平荘町西山 ■、■ 平米。■さんから、■さんへ。  
新設農家。

7 平荘町小畑 ■、■ 平米。■さんから、  
■さんへ。新設農家。

8 東神吉町神吉 ■、■ 平米。■さんから、  
■さんへ。

議案書3ページをご覧ください。

9 東神吉町神吉 ■ 外1筆、計 ■ 平米。■さんから、  
■さんへ。

10 西神吉町大国 ■、■ 平米。■さんから、  
■さんへ。

11 西神吉町大国 ■、■ 平米。■さんから、  
■さんへ。

12 西神吉町宮前 ■ 外2筆、計 ■ 平米。■さ  
んから、■さんへ。

13 志方町志方町 ■、■ 平米。■さんから、  
■さんへ。

議案書4ページをご覧ください。

14 志方町志方町 ■、■ 平米。■さんから、  
■さんへ。

15 志方町上富木 ■ 外2筆、計 ■ 平米。■さん  
から、■さんへ。

16 志方町上富木 ■、■ 平米。■さんから、  
■さんへ。

17 志方町投松 ■ 外4筆、計 ■ 平米。■さんか  
ら、■さんへ。

議案書5ページをご覧ください。

18 志方町山中 ■、■ 平米。■から、  
■さんへ。同所 ■、■ との交換予定。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。また、新設農家4件について、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果、問題ないとの判断があったため、新設農家の聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～5ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第131号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第131号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第131号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第132号を議題といたします。

議案第132号の18件については、11月11日から12月5日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第133号を議題といたします。

議案第133号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書12ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第133号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 上荘町都染■■■■、■■■■平米。■■■■さん。営農型太陽光発電設備の支柱等。一部転用、■■■■㎡のうち■■■■㎡、一時転用、3年間、疎明書添付。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及

び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉澄子委員 議席番号10番 都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年12月15日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、東田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第133号の1番。申請の土地の位置は都染の北、現況は栽培あと。申請地の周囲は、東が道路、西が水路、南が田、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、柳委員、柿本委員、前川推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、1番の案件について、地元土地改良区、水利組合並びに隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査の報告をお願いします。

柳委員 議席番号14番 柳です。議案第133号の1番について、土地改良区、水利組合、隣接農地所有者からの同意書の添付がなく、疎明書が提出されている件について、12月15日金曜日に、馬田会長、岡本総務委員長と私、事務局3名の合計6名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

初めに、土地改良区、水利組合、隣接農地所有者1名は出席されませんでした。隣接農家のうちもう1名については、代理として息子と孫のそれぞれの配偶者から聞き取りを行いました。■■■さんは種子組合の一員としてヒノヒカリの種子の作付けを行っていますが、農業上において特に悪影響が出たことはないとのことでした。

次に、申請者の■■■さん、キクラゲ栽培を共同で行う法人の■■■代表、申請代理人の糟谷行政書士の3名から聞き取りを行いました。同意書が取れなかった経緯については、3年前に反対した経緯もあり、水利組合長などから同意書には押印できないと言われた、とのことでした。また、周辺農地への影響について尋ねたところ、雑草対策については除草剤を使わず、手作業で除草を行ってきた。また防虫対策としてハッカ由来の忌避剤を用いて対応し、菌種の飛散防止のためマルチで覆いをかけるなど、周辺農地へ配慮した運用を続けてきた。需要も増加しており、今後も営農型太陽光として、キクラゲ栽培を続けたいとのことでした。以上の聞き取り調査により、3年前に許可を受けて以降、周辺農地に配慮しながら営農されており、また継続については強い意欲を持っていると感じました。

以上、聞き取り調査の報告とします。ご審議のほど、よろしくお願いま

す。

議長 事務局の議案朗読及び説明、現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第133号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第133号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第133号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第134号を議題といたします。  
議案第134号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書13ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。  
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第134号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町石守■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。貸露天駐車場用地。

2 野口町水足■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■株式会社へ。露天資材置場用地。始末書添付。

3 八幡町下村■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。住宅用地。建築許可申請併願。

4 上荘町井ノ口■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。住宅用地。建築許可申請併願。

議案書14ページをご覧ください。

5 志方町横大路■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。太陽光発電施設用地。

6 志方町横大路■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。太陽光発電施設用地。

7 志方町横大路■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。太陽光発電施設用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料7～8ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤原委員 議席番号9番 藤原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年12月15日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、庄司委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第134号の1番。申請の土地の位置は石守の南、現況は畑作。申請地の周囲は、東が道路、西が道路、南が水路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

次に、議案第134号の2番。申請の土地の位置は水足の東、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が宅地、西が水路、南が宅地、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、乾推進委員でした。

次に、議案第134号の3番。申請の土地の位置は下村の北、現況は稲作あと。申請地の周囲は、東が田、西が道路、南が宅地、北が畑及び宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、前田委員、八代醍推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番から7番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉澄子委員 議席番号10番 都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年12月15日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、東田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第134号の4番。申請の土地の位置は井ノ口の中、現況は保全管理。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が道路、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、柳委員、柿本委員、前川推進委員でした。

次に、議案第134号の5番。申請の土地の位置は横大路の北、現況は稲作あと。申請地の周囲は、東が水路、西が宅地、南が水路、北が水路となっており、隣接に農地はありません。

次に、議案第134号の6番。申請の土地の位置は横大路の北、現況は稲

作あと。申請地の周囲は、東が水路、西が田、南が水路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第134号の7番。申請の土地の位置は横大路の北、現況は稲作あと。申請地の周囲は、東が田、西が田及び宅地、南が水路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。以上3件、地元立会委員は、堀江委員、船田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第134号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第134号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第134号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第135号を議題といたします。

議案第135号の3件については、11月11日から12月5日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第136号を議題といたします。

議案第136号の20件については、11月11日から12月5日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第137号を議題といたします。

議案第137号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書22ページ、審議参考資料9ページをご覧ください。

この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第137号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと

1 平岡町山之上 [ ]、 [ ] 平米のうち [ ] 平米。 [ ] さん。農業用倉庫。

この案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料9ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年12月15日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、藤原委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第137号の1番。申請の土地の位置は山之上の西。現況は農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、山本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第137号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第137号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第137号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第138号を議題といたします。  
議案第138号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書23ページ、審議参考資料10ページをご覧ください。  
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を

農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第138号 非農地証明願承認のこと。

1 加古川町大野 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さん、昭和47年10月頃より。

2 平岡町中野 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さん、昭和47年1月頃より。

3 平荘町里 [ ]、外8筆、計 [ ] 平米。 [ ] さん、平成16年頃より。

議案書24ページをご覧ください

4 平荘町池尻 [ ] 外2筆、計 [ ] 平米。 [ ] さん、平成16年頃より。

5 志方町上富木 [ ]、 [ ] 平米。 [ ] さん、昭和60年頃より。

この案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料10ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番及び2番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年12月15日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、藤原委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第138号の1番。申請の土地の位置は大野の西。現況は宅地の一部となっており、申請どおりかと思われま。

次に、議案第138号の2番。申請の土地の位置は中野の北。現況は駐車場となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、山本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番から5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和

7年12月15日、調査者は、馬田会長、岡本総務委員長、都倉澄子委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第138号の3番。申請の土地の位置は里の南。現況は山林となっており、申請どおりかと思われま

次に、議案第138号の4番。申請の土地の位置は池尻の中。現況は原野となっており、申請どおりかと思われま

次に、議案第138号の5番。申請の土地の位置は上富木の中。現況は倉庫が建っており、申請どおりかと思われま

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第138号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第138号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第138号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第139号を議題といたします。  
議案第139号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書25ページをご覧ください。  
この議案は、農地法第18条第1項の規定による農地等の賃貸借の解約の申入れについて、県知事の許可を受けようと申請されたもので、農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第139号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 志方町上富木■■■■、■■■■平米。貸人■■■■さん、借人 亡■■■■ 相続人■■■■さん 外。権利の種類 残存小作。

申請の理由は、賃借人の耕作放棄、小作料の未納付があり、また、合意による解約が見込めないためです。申請の経緯について、申請書に添付されている資料から抜粋して説明いたします。

本件農地は、残存小作が設定されており、従来は借人である■■■■さんが耕作しており、賃料の支払いも行われていました。しかしながら、少なくとも平成19年5月ごろから耕作されておらず、また、賃料も同年4月を最後に未払いとのこと。借人はすでに死亡しています。貸人は調査する中で判明した範囲の相続人に対し、解約の申し入れを行ったものの、解約への合意に至らなかったため、本申請に至ったとのことでした。

農地の賃貸借の解約については、農地法第18条第1項において、「都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申し入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。」と規定されています。併せて、「ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。」とも規定されています。つまり、解約には一定の要件を満たした合意解約の場合のみ許可が不要となっており、そうでない場合は県知事の許可がなければ解約できない制度となっています。

今回の申請においては、少なくとも平成19年以降、18年以上にわたり不耕作、小作料の未払いがあることから、解約の許可の要件を満たしているものと考えています。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、現地調査並びに聞き取り調査された委員の報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。議案第139号の1番の賃貸借の解約申し入れ許可申請について、12月15日 月曜日に、馬田会長、岡本総務委員長、横山推進委員と私、事務局3名の計7名で、聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

まず、賃借人の相続人については、調査には来られませんでした。

次に、賃貸人である■■■■氏、及びその関係者の■■■■氏の■■■■氏から聞き取りを行いました。両名の話によれば、平成19年5月ごろから農地は耕作されなくなり、小作料については、同年4月に、平成18年度分の支払いを受けたことを最後に支払われていないとのことでした。また、賃借人の相続人のうち2名と接触したものの、書面への押印などにあたり不信感もあってか合意解約には至らなかったとのことでした。

なお、ヒアリング前に実施した現地調査においては、現況は放棄田で、長年耕作はされていないため、すぐに耕作を再開できるような状況ではありませんでした。

以上で聞き取り調査の報告を終わります。この後、事務局からの補足があると思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 事務局、補足説明はありますか。

事務局 事務局より補足説明いたします。

本申請書の内容を見る限りでは、農地法第18条第2項第1号に規定する「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当し、解約することはやむを得ないと考えております。

しかしながら、許可権者である兵庫県の担当部署へ確認したところ、この解約許可については、賃借人に相続が発生している場合はその相続人全員に対して行わなければ有効ではないとの助言がありました。

現時点で賃借人の相続人は4名いることがわかっており、そのうち2名のみ住所が判明しています。残りの2名については住所が判明せず、所有者も事務局も意思確認ができておりません。しかしながら、判明した2名については先日事務局へ電話があり、自分としてはその農地を耕作することもなく、解約で支障はないが、残りの2名とも相談して考えたいとの意向を聞き取っています。

そのため、当分の間は賃借人の相続人との合意解約に向けて協議を進めていくことが適切と考えています。協議の結果、合意に至らなかった場合は、残りの2名の住所を聞き取ったうえで、解約許可を進めていきたいと考えています。

したがって、今日の時点では許可・不許可の意見をまとめるのではなく、保留が適切ではないかと考えています。以上です。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第139号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 さきほど事務局から説明のあったとおり、本件については賃借人の相続人との連絡が続いており、現時点で農業委員会の意見をまとめることは難しいため、採決を行わず、保留としたいと思いますが、異議ございませんか。

異議なし

議長 では、議案第139号については保留といたします。

議長 次に、議案第140号を議題といたします。

議案第140号の5件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第141号を議題といたします。

議案第141号について、事務局の概要説明を願います。

事務局 議案書 28 ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人 ひょうご農林機構が農用地利用集積等促進計画を定めようとするもので、その計画案を策定するにあたり、同機構加古川農地管理事務所から農業委員会の意見を求められたものです。

それでは、議案の概要をご説明いたします。今回の議案は、神野町西条及び志方町上富木の計 2 地区において、合計 121 筆、108,854 平米をひょうご農林機構が借り受け、それぞれ担い手へ転貸しようとするものです。詳細は、議案書をご覧ください。

以上、概要説明といたします。

議長 事務局の概要説明は終わりました。議案第 141 号の I 番については、橋本 末広委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、橋本委員に退席を願い、先に審議を行います。

それでは、橋本委員の退席をお願いします。

(橋本 末広 委員 退席)

議長 それでは、議案第 141 号の 1 番について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案第 141 号の 1 番についてご説明いたします。神野町西条地区において、計 120 筆、108,516 平米をひょうご農林機構が借り受け、担い手である株式会社 [REDACTED] へ転貸しようとするものです。なお、権利設定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 12 月 31 日までとなっています。株式会社 [REDACTED] は、地域農業の中核を担う認定農業者であり、今回の対象農地は全て期間満了に伴う再設定となっています。

以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号並びに第 3 号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第 141 号の 1 番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第 141 号の 1 番について、原案のとおり

り承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第141号の1番について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

それでは、橋本委員に着席願います。

(橋本 末広 委員 着席)

議長 次に、議案第141号の2番について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案第141号の2番についてご説明いたします。志方町上富木地区において、338平米の農地1筆をひょうご農林機構が借り受け、担い手である■■■■さんへ転貸しようとするものです。なお、権利設定の期間は、公告日から令和18年12月31日までとなっています。■■■■さんは、認定農業者ではありませんが、志方町上富木地区を中心に集積を進めており、市内で87筆、約94,000平米で水稻を行っています。

以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号並びに第3号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第141号の2番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第141号の2番について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第141号の2番について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人 ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

議長 次に、議案第142号を議題といたします。

議案第142号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書29ページから30ページをご覧ください。

この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づき作成された地域計画について、その計画の一部を変更しようとするもので、同条第6項の規定により加古川市長から意見を聴かれたものです。

変更する内容については、わずかな区域の農地転用を行うため地域計画の区域から外すもの、及び、担い手となる耕作者の変更または外すもので、計画全体への影響は限定的なものです。また、当該地区の農業団体長の同意を得ており、地元委員に意見聴取したところ支障がないとの回答があったことから、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第2条第2項の規定により、会長専決により11月25日付で市長へその旨を回答したことを報告いたします。以上です。

議長 議案第142号については報告議案ですので、以上といたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時18分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禧 紹

令和7年12月19日

署名委員 (9番)

署名委員 (10番)